



会 議 報 告

| | |
|-------|---|
| 会 議 名 | 第8期東久留米市市民環境会議委嘱式及び第1回全体会 |
| 日 時 | 令和3年10月12日(火) 14時～16時10分 |
| 場 所 | 東久留米市役所7階704会議室 |
| 出席委員 | 14名 |
| 欠席委員 | 1名 |
| 事 務 局 | 環境安全部長、環境政策課長、緑と公園係長、生活環境係長、計画調整係長、計画調整係主事 |
| 次 第 | 1 委員委嘱式 (1) 開会の辞 (2) 委嘱書の交付 (3) 市長あいさつ (4) 委員自己紹介 (5) 事務局紹介 2 第1回市民環境会議全体会 (1) 市民環境会議について (2) 議題 ①座長・副座長の選出について ②東久留米市第三次緑の基本計画等検討部会員の選出について ③第26回東久留米市環境フェスティバル実行委員の選出について (3) 連絡事項 (4) その他 |
| 配布資料 | 【資料1】市民環境会議 第8期委員名簿 【資料2】東久留米市市民環境会議設置要綱 【資料3】東久留米市市民環境会議運営要領 【資料4】近年の東久留米市の環境に係る施策と7期14年の市民環境会議の活動 【資料5】第7期東久留米市市民環境会議活動報告書 【資料6】第7期東久留米市市民環境会議提言書 【資料7-1】東久留米市第三次緑の基本計画等の策定について 【資料7-2】東久留米市第三次緑の基本計画等策定体制 【資料7-3】東久留米市第三次緑の基本計画等策定スケジュール(案) 【資料8】第26回環境フェスティバル実行委員会の委員を募集します 【資料9】第8期市民環境会議での活動について 【資料10】日程調整票 【その他資料】(新規委員のみ配布) ○東久留米市第二次環境基本計画 ○東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し(本体・概要版) ○第25回環境フェスティバルブックレット |
| 内 容 | 【委嘱式】 次第に沿って進行。委嘱書は机上配布。 第8期東久留米市市民環境会議委員の任期は令和3年8月1日～令和5年7月31日の2 |



年間。

委員は15名、そのうち新規委員は7名。

【全体会】

(1) 市民環境会議について

事務局から配布資料について説明。

【資料2】会議設置要綱・【資料3】会議運営要領により、会議・部会の役割や運営などについて説明。運営方法については、第7期の活動は部会を休止し、グループ制を敷き、サブメンバーとしても活動できるような形態をとったが、明確に定まっていなかったため、第8期ではその運営方法について意見交換をして整理をしていく。

環境フェスティバル実行委員会について、参加団体としてだけではなく実行委員会に参加して関わっていく。

【資料4】近年の東久留米市の環境に係る施策と7期14年の市民環境会議の活動・【資料5】第7期東久留米市市民環境会議活動報告書の紹介。【資料6】第7期の市長への提言書についての説明、第7期から第8期への引継ぎ事項。

資料2・3にある「事務局会」についての説明。

(2) 議題

①座長・副座長の選出について

座長は推薦により、副座長は座長の指名で決定。

②東久留米市第三次緑の基本計画等検討部会員の選出について

事務局より、第二次緑の基本計画と生物多様性戦略の計画期間が令和4年度末で満了することに伴い、第三次緑の基本計画、生物多様性地域戦略を策定するために、環境審議会において検討部会を設置したため、本会議から部会員を2名選出する必要がある旨、説明あり。【資料7-1～3】の説明。

質疑応答の後、座長、副座長が選出された。

③第26回東久留米市環境フェスティバル実行委員の選出について

事務局より【資料8】「第26回環境フェスティバル実行委員会の委員を募集します」について説明。新規委員から、どのような立場で参加するのか、役割などについて質問があり、不明点も多く、選出についてはもう少し時間が欲しい旨の意見あり。選出については次回の会議に持ち越しとなった。

(3) 連絡事項

○第8期で希望する活動内容について

第二次環境基本計画、第二次緑の基本計画中間見直し・生物多様性戦略、資料5「第7期東久留米市市民環境会議活動報告書」、資料6「第7期東久留米市市民環境会議提言書」を参考にして資料9「第8期市民環境会議での活動について」に記入し10月26日（火）までに事務局へ提出する。

新規委員には、部会等について別途説明の場を設けることとした。

○次回の会議について

候補日、11月2日（午前）・4日（午後）・9日（午後）の都合を資料10「日程調整票」



に記入して10月19日（火）までに事務局へ提出する。

（４）その他

○環境審議会と市民環境会議の違いについて

環境審議会は環境基本条例に基づき、市の環境全般を審議する、条例で設置されている（市長が委嘱）。市民環境会議は環境基本計画に位置付けられ、要綱で設置が規定されている（希望者が手を挙げる）。成り立ち・目的が異なる。

○複数部会への所属（サポーター委員）、その他、部会について

- ・委員、事務局による考え方や意見の交換

設置要綱上、1部会にのみ所属するという文言はない。横断的な参加も可能という考え方もある。主たる部会を決めておく必要もある。サポーター委員についても正文化したものがない。柔軟な対応で。要綱や要領で決めてしまうのはどうか。

部会の中にサブ部会という考えはあまり好ましくはない。

情報の共有化の仕組みについて考えてほしい。

○環境基本計画と緑の基本計画の重複について

- ・委員からの意見

両方の基本計画で取り組みが重複している部分があり、わかりづらいということを第5期の市民環境会議においても意見が出されているので、市民に分かりやすい計画にしてほしい。

年次報告書の「かんきょう東久留米」は、前半は環境基本計画。後半は緑の基本計画となって重複部分が一冊にまとめられているため分かりづらい。「東久留米市のみどりに関する条例」では、緑に関する取り組みしか記載されていない。両方の基本計画を一冊の年次報告書としてまとめている自治体は、調査した15自治体には見当たらなかった。

○座長より一言

楽しい会議体で、会を回したい。環境政策課と一緒に楽しんで計画を作り、自分たちの活動をしていきたい。ご協力をお願いしたい。